検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0428 第 4 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適 用 日》 平成 23年5月1日より適用

《新規収載項目》

(測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目)

検 査 項 目 HER2 遺伝子標本作製	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分		
	注	釈		
	2500 点 病理(150 点)	「N005」HER2 遺伝子標本作製に 準じる		
(DISH法)	HER2 遺伝子標本作製を DISH 法により行った場合、FISH 法に準じて算定する。			

(測定項目が新しい品目)

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
角膜単純ヘルペスウイルス 抗原(定性) (イムノクロマト法)	210 点 免疫(144 点)	「D012」の「23」のアデノウイル ス抗原に準じる
	ア 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)は、「23」のアデノウイルス抗原に準じて算定する。 イ 角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、イムノクロマト法により行った 場合に算定する。	

検査項目	実施料・ 判断料区分	医科点数表区分
	注 釈	
HBV ジェノタイプ判定 (EIA 法)	340 点 免疫(144 点)	「D013」の「11」の HCV 特異抗 体価に準じる
	ア HBV ジェノタイプ判定は、「11」のHCV特異抗体価に準じて算定する。 イ EIA 法により、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で 実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。	
	2000 点 微生物(150)	「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」 の悪性腫瘍遺伝子検査に準じる
HPV ジェノタイプ判定 (LAMP法と電流検出型 DNA チップの組み合わせ)	ア HPV ジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝 子検査に準じて算定する。 イ あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1 又はCIN2 と判定された患者に対し、治療方 針の決定を目的として、ハイリスク型 HPV のそれぞれの有無を確認した場合に算定する。 ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」の HPV 核酸同定検査 の施設基準を届け出ている保険医療機関において行った場合に算定する。 エ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施 日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 オ 同一の患者について、当該検査を 2 回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回 選択した治療(その後通常の検診となった場合はその旨)を上記に併せて記載する。	